

和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る総合評価落札方式の実施に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定（第167条の13により準用される場合を含む。）に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利となるものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 原則として、「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下「予定価格（税抜き）」という。）1,500万円以上3,000万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で無作為抽出により選定された工事及び「予定価格（税抜き）」3,000万円以上の工事を対象とする。

なお、発注機関の長は、工事の特性等により次の各号のいずれかの型式による落札方式を選択するものとする。

(1) 特別簡易型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が特に小さいと認められる工事において、技術者の資格及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式

(2) 簡易型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、簡易な施工計画、技術者の資格及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式

(3) 標準型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、工事目的物の品質向上、安全対策、交通又は環境への影響及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式

(4) 高度技術提案型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価する方式

(学識経験者の意見聴取)

第4条 発注機関の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（他の工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含む。以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 当該意見聴取の際に落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴かなければならないこととし、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札公告等)

第5条 発注機関の長は、総合評価落札方式で工事を施行しようとするときは、令に定めるもののか次の各号に掲げる事項等について公告又は通知をするものとする。

(1) 提出を求める価格その他の条件についての評価（以下「総合評価」という。）に必要な技術提案（以下「技術提案」という。）の内容及び提出期限等

(2) 第7条に規定する落札者決定基準

(3) その他必要と認める事項

(技術提案)

第6条 発注機関の長は、必要に応じ入札者に総合評価を行う際に必要な技術提案を提出させることができるものとする。

2 技術提案の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

(落札者決定基準)

第7条 発注機関の長は、落札者決定基準として評価基準、評価の方法及びその他の基準を定めるものとする。

(評価基準)

第8条 前条に規定する評価基準は、次の各号に掲げる項目等について定めるものとする。

(1) 評価項目

評価項目は、総合的なコストの縮減、工事目的物の性能及び機能の向上並びに社会的要請への対応等に関する事項とし、総合評価落札方式の型式並びに工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(3) 加算点

評価項目毎の得点の合計を加算点とし、加算点は、50点までとする。

(評価の方法)

第9条 第7条に規定する評価の方法は、工事の特性等により定めた標準点（基礎点）に加算点を加えたものの（以下「技術評価点」という。）を入札価格で除した次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うことを原則とするが、学識経験者の意見を聴いた上で別の方法とすることができるものとする。

$$\text{技術評価点} = \text{標準点（基礎点）} + \text{加算点}$$

$$\text{評価値} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格})$$

(落札者決定の方法)

第10条 発注機関の長は、落札者決定基準により総合評価を行い、入札審査会等の議を経て落札者を決定するものとし、次の要件に該当する入札者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、第4条第2項に該当する場合は、総合評価を行った後に、学識経験者の意見を聴かなければならぬものとする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。

2 発注機関の長は、総合評価を行おうとするときに予定価格の制限の範囲内の価格で入札していない入札者又は明らかに失格であると認められる入札者については、総合評価を行わないものとする。

3 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとし、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。ただし、入札者が入札書を電子入札システムにより提出した時刻及び入札執行者が開札を行った時刻を用いた演算式により、電子入札システムを利用して順位を決定する仕組みである電子くじを用いる場合は、この限りでない。

(総合評価結果の公表)

第11条 発注機関の長は、落札決定後すみやかに技術提案等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

(苦情申立等)

第12条 入札者のうち落札者とならなかつた者は、前条の公表を行つた日の翌日から起算して10日以内（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く。）に、落札者として選定されなかつた理由の説明を発注機関の長に対し求めることができるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

和歌山県建設工事総合評価落札方式試行要綱（平成18年7月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年2月12日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年8月23日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。